

# 民法Ⅲ最終到達度検証試験・講評

2021年2月1日

松岡 久和

まず、定期試験としていた表題をすべて、最終到達度検証試験に改める。

全体として、必ずしもあまりよいできではなかった。この試験成績だけをみると、非常によくできたA+相当が1名いたが、ほかにA相当の優秀答案はなく、B相当の75点1名、80点1名、C相当の65点1名、60点1名と続き、2名は、司法試験短答式試験だと足切りにギリギリという45点相当であった。

問題1は、4を除いて基本的な正誤問題のつもりで出題した。各問正誤が3点、理由づけが5点で、正誤が誤っていても、それなりの理解を理由づけで示せたいれば2・3点を与えている。まず、後順位譲渡担保権の実行ができないとした1の正解率が非常に低かった。ブリ・ハマチ事件（最判平18・7・20民集60巻6号2499頁＝P I 374）は、授業でも取り上げた基本判例なので、今一度しっかり復習しておいて欲しい。2は法定地上権の成否であり、まずは388条の要件充足を確認して欲しい。誤った人は、建物建設用地として土地を担保評価した抵当権者が法定地上権の成立を争うのは場合によって許されないが、土地の買受人は登記を基準として行動せざるをえない点を理解して欲しい。3は全員正解したが、理由づけは不十分なものが多かった。公示性や追及効がない点が抵当権と違うところをしっかりと確認して欲しい。4は、付従性のみを考える答えが多く、分別の利益（356条）をしっかりと見つけて欲しい。5も全員正解ではあるが、根拠条文を424条とみるのか424条の2とみるのかが不明確なものは理由づけで減点した。

問題2の前半については、譲渡担保権者の処分によって受戻権が失われるか否かが、弁済期の先後により異なる点をほとんどの答案が理解できていなかったのがとても残念であった。不動産譲渡担保の法的構成の問題と関わる重要論点なので、解説や教科書を読んでぜひ今一度復習しておいて欲しい。問題2の後半についても、結論は正しくても、理由づけが十分といえる答案が少なかった。条文の要件の充足をしっかりと確認するという基本的な態度を身につけてほしい。

以上